

【2025.2.6 発信 VOL.92】

「進藤金日子メールマガジン」は、ホームページにて配信の申し込みをして頂いた方、名刺交換をさせて頂いた方、報告会等に参加頂いた方等に無料で配信させて頂いています。

VOL.92 は、以下の内容でお届けします。

- 第 217 回国会(通常国会)を迎えて
 - 食料・農業・農村基本計画の改正に向けて
 - 農林水産関係提出法案について
 - 「第 8 回インフラメンテナンズ大賞」の受賞者の決定について
 - 農山漁村における社会的インパクトに関する検討会について
 - 食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会について
 - 食料・農業・農村政策審議会企画部会について
 - 食料・農業・農村政策審議会食糧部会について
 - 水田政策の見直しの方向性について
 - 鳥インフルエンザに関する情報について
 - 活動状況(2025.1.1~2025.1.31)
-

■ 第 217 回国会(通常国会)を迎えて

参議院議員の進藤金日子です。

・1月6日から全国各地を訪問し、土地改良関係、森林・林業関係、水産関係、建設・コンサル関係者の皆様にご挨拶を申し上げますとともに、現場の様々な課題についてのご意見を伺いました。本年3月には新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定される予定です。新たな基本計画は、これまでの計画と異なり政策ごとに目標や KPI が設定され、PDCA サイクルの下で政策実施の進捗や効果等が見える化されます。こうした基本計画や各種法律の見直しを通じて、現場に山積する様々な課題を着実に解決するため、気を引き締めてしっかりと取り組んでまいります。

・第 217 回国会(通常国会)が、1月24日から6月22日までの150日間の会期で開会しました。今国会では、過去最大の115兆5,415億円(前年度当初予算比2.6%増)の令和7年度一般会計予算並びに政府提出の59本の法案、13本の条約の審議が予定されています。

・農林水産関係では、農林水産予算が2兆2706億円、4本の法案(後段に詳細を掲載)の審議が予定されています。

・土地改良法の改正については、新たな基本計画に基づく政策推進の核になるので、①基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置、②地域の農業水利施設の保全に関する措置、③国土強靱化のための措置、④担い手のニーズやスマート農業に対応した基盤整備に関する措置などを講ずる内容となっています(詳細な内容は後段にも記載)。

・また、議員立法である山村振興法と棚田地域振興法も本年3月末で効力が失われることとなっており(いわゆる日切れ法案)、3月末までの両法案の改正・延長に向けて党派を超えて議論を深めています。私にとって、両法案は思い出深いものであり、山村振興法については、私が農林水産省を退官する直前の平成26年末から27年3月にかけて中山間地域振興課長と

して法改正に携わり、また棚田地域振興法については、令和元年の本法成立時に自民党棚田支援に関するPTの事務局次長として尽力いたしました。中山間地域の振興は、我が国の農業農村のみならず国土を守る重要なものであり、私のライフワークとして取り組んでいるところです。皆様方からのご意見を伺いながら、より良い政策が実施できるよう取り組んでまいりますので、更なるご指導をお願いいたします。

・なお、私は、今国会で参議院予算委員会理事（与党次席）、農林水産委員会委員並びに消費者問題に関する特別委員会理事（与党筆頭）として審議に臨みます。令和7年度予算と政府提出法案については、国民生活にとって欠かせない重要なものです。予算と法案の早期成立に向け、自らの職責を果たし、しっかりと努めてまいります。

■ 食料・農業・農村基本計画の改正に向けて

・昨年の食料・農業・農村基本法の改正を受け、年度末までに食料・農業・農村基本計画が改正される予定です。現在、農林水産省において3月末までの基本計画(基本計画骨子(案))については、後段の食料・農業・農村政策審議会企画部会の欄に掲載)の閣議決定を目指し、検討が進められています。

・自民党においても総裁直属の食料安全保障強化本部を設けるとともに、私が事務局長を務めている輸出促進委員会や委員長を務めている中山間地農業を元気にする会等で議論を進め、計画に盛り込むべき事項について提言を取りまとめているところです。

・この基本計画に皆様方から伺った現場のご意見を確実に反映するとともに、食料自給力の強化、農村の振興等につながる施策の実効性が確保できるように努力してまいります。

■ 農林水産関係提出法案について

・農林水産関係法案として、今国会に次の4法案の提出予定です。

① 土地改良法等の一部を改正する法律案

農村人口及び農業者の減少が進む中、土地改良施設の老朽化並びに自然災害の激甚化及び頻発化に対応して、土地改良施設の保全等を図る必要があります。このため、

1) 損壊危険度の高い農業水利施設等について、農業者負担ゼロかつ国・都道府県の発意で防災事業を実施できる仕組みを措置

2) 事業費に係る農家負担ゼロの農地中間管理機構関連事業について、実施主体として都道府県に加え市町村を追加するとともに、事業の対象に農地中間管理機構が所有する農地を追加

3) 基幹的な農業水利施設について、農業者の申請によらず、国・都道府県の発意で更新事業を実施できる仕組みを措置

4) 土地改良区が、市町村など地域の関係者と連携して、農業水利施設の保全を行う仕組み(水土里ビジョン)を措置

することを主な内容とする法改正を行う予定です。

② 漁業災害補償法の一部を改正する法律案

我が国の漁業をめぐる諸情勢の変化に対応して漁業災害補償制度の改善を図り、漁業経営の安定に資するため、漁獲共済及び特定養殖共済を統合して漁獲・特定養殖共済を創設し、

1) 漁業の種類毎に契約する方式に加え、2以上の漁業の種類をまとめて契約できる新たな共済方式を創設

2)経営単位ではなく、養殖施設（網いけす等）単位で共済金の支払いを行う共済商品（特約）を導入することを主な内容とした法改正を行う予定です。

③ 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案

最近における森林の経営管理をめぐる状況に鑑み、森林の循環利用を促進するため、

1) 市町村、都道府県、川上から川下までの森林関係者が、地域の森林の集約化構想を策定することを措置

2) 集約化構想の実現に向け、所有権を含む森林経営管理のための権利を一括で設定・移転する仕組みを創設

3) 森林の開発行為に係る許可条件の違反者への罰則、開発行為の中止・復旧命令に従わない者を公表することを主な内容とした法改正を行う予定です。

④ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案

食品等の持続的な供給を実現するため、

1) 農業との連携強化・環境負荷低減等に計画的に取り組む食品事業者を大臣が認定する制度を創設(日本政策金融公庫による長期低利融資、(国)農業・食品産業技術総合研究機構の有する研究開発設備の供用)

2) 食品の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成の仕組みを創設(売り手と買い手に努力義務を措置し、努力義務についての行動規範(判断基準)を策定するとともに、判断基準に照らして取組が不十分な場合は、農林水産大臣が指導・助言、勧告・公表(公正取引委員会へ通知))することを主な内容とした法改正を行う予定としています。

・今後、自民党内で条文審査等が進められますが、部会等での議論に参加し、これらの法案の内容等を精査し、現場の実態に即したより良い法案になるよう努めてまいります。

※詳細は、今後、以下のアドレスから参照できます(農林水産省ホームページ)。

<https://www.maff.go.jp/j/law/bill/index.html>

■「第8回インフラメンテナンス大賞」の受賞者の決定について

・1月14日、農林水産省は、国土交通省等の他省庁とともに社会資本のメンテナンスに係る優れた取組を「インフラメンテナンス大賞」として表彰し、この度「第8回インフラメンテナンス大賞」の農林水産大臣賞等を決定し、発表しました。

・農林水産関係としては、農林水産大臣賞が筑後川下流域農業開発事業促進協議会(福岡県)、香川用水土地改良区(香川県)、大石建設株式会社(長崎県)の3団体、特別賞が大分県土地改良事業団体連合(大分県)、優秀賞が赤城西麓土地改良区(群馬県)、各務用水土地改良区(岐阜県)、滋賀県土地改良事業団体連合会(滋賀県)、寺谷用水土地改良区(静岡県)、宮川用水土地改良区(三重県)、一般社団法人漁港漁場新技術研究会衛生管理研究部会(東京都)の6団体となっています。

・各団体の平素からのお取組に敬意を表しますとともに、この度のご受賞にお祝いを申し上げます。今後も、インフラメンテナンスを通じて農業用水の安定供給、国土の防災・減災、農林水産業の振興、環境の改善等に努めていただきたいと思います。

※詳細は以下のアドレスからご覧ください(農林水産省ホームページ)。

<https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/keityo/250114.html>

■ 農山漁村における社会的インパクトに関する検討会について

・食料の安定供給・農林水産業の基盤強化が必要な中、その基盤となる農山漁村においては、自然減を主とした人口減少が進み、様々な課題に直面しています。その課題解決に当たっては、従来の取組に加え、外部業種や人材を関係人口として巻き込んで対応することが必要不可欠であり、民間企業等の資金や事業活動による取組も重要となります。また、近年、民間企業等が、収益性に加えて、社会課題解決による社会的インパクトについても重要視している状況も踏まえ、民間企業等による農山漁村への資金供給や事業活動を促す上では、農山漁村における課題解決により生じる社会的インパクトを可視化することが必要となっています。

・このため、1月20日、農林水産省は、上記の社会的インパクトを可視化するため、多様な外部有識者を委員とする「農山漁村における社会的インパクトに関する検討会」を立ち上げ、初会合を開催しました。

・本検討会においては、①社会的インパクトと農山漁村におけるアクティビティのつながりを整理・検討、②代表的なロジックモデルの整理・検討、③ロジックモデルをもとにインパクトの評価方法を検討の上、④結果を3月にガイドラインとしてとりまとめ、公表する予定としています。

・第1回目の会合では、①農林水産省における農村政策の動向、②社会的インパクトの動向、③地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用した農山漁村における課題解決の取組事例について議論が行われた後、検討会の進め方等の議論が行われました。

※詳細は、以下のアドレスから参照願います(農林水産省ホームページ)。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/nousangyosnn_sousei_pj/impact.html

■ 食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会について

・1月21日、農林水産省は、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会を開催し、昨年6月に食料・農業・農村基本法が改正されたことも踏まえ、今後、土地改良事業を計画的かつ効率的に進めていくための「土地改良長期計画」の見直しに向けた議論を開始しました。

・第1回目の部会では、①土地改良長期計画について(諮問)、②新たな土地改良長期計画の審議の進め方(案)、③現行土地改良長期計画の実施状況、④改正基本法等を踏まえた今後の農業農村整備の展開方向について議論が行われ、特に④の今後の農業農村整備の展開方向については、1)スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備、2)農業生産の基盤の保全管理、3)防災・減災、国土強靱化、4)農村の振興に関する資料が示され、議論が行われました。

・同部会では、2月地方懇談会、その後、3回ほど部会を開催し、論点整理と骨子(案)を経て、6月に計画案を取りまとめ、その後、8月に答申が出される見込みであり、本答申を踏まえて土地改良長期計画が閣議決定される予定となっています。

※詳細は、以下のアドレスから参照願います(農林水産省ホームページ)。

<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/nousin/bukai/R0603/siryou.html>

■ 食料・農業・農村政策審議会企画部会について

・1月22日、農林水産省において第116回食料・農業・農村政策審議会企画部会が開催され、食料・農業・農村基本計画の改正に向けた検討として、食料・農業・農村基本計画骨子(案)が示され議論が行われました。

・同骨子(案)は、食料・農業・農村基本法の改正で定める基本理念（食料安全保障の確保、農業の持続的な発展、環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能の発揮、農村の振興）の実現を図る観点から、5つのテーマ（①我が国の食料供給、②輸出の促進(輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化)、③国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム、④環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、⑤農村の振興）を設定しています。なお、計画期間は、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるため、5年間として定めることにしています。

・また、基本計画の実効性を高めるため、食料安全保障の確保に関する目標や施策の有効性を示す KPI を定め、年1回、その目標の達成状況を調査・公表、KPI の検証により施策の見直しを行うことにしています。

※詳細は、以下のアドレスから参照願います(農林水産省ホームページ)。

<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/250122.html>

■ 食料・農業・農村政策審議会食糧部会について

・1月31日、農林水産省は、食料・農業・農村政策審議会食糧部会を開催し、①米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について(諮問)、②米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針の策定について、に関し議論が行われました。

・「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更(案)」の第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項の1 備蓄運営の基本的な考え方に、「主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後(1年以内)に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします(買戻し条件付売渡し)。」とあり、政府備蓄米の買戻し条件付きの売り渡しを可能とすることが追記されております。

・1月末現在の判断として、5年産米と比較して6年産米の生産量が約18万トン増加している中で、集荷団体への集荷が約17万トン減少しており、米価も高値が続いています。このままでは消費者への安定供給が阻害されることも懸念され、あくまでも主食用米の円滑な流通を確保するため、政府は上記のような対応を講ずるものと理解しています。

・こうした中で、生産者からは米価の安定こそが重要だとの声を多く聞きます。他方、消費者からは米価は安いに越したことはないとの声が聞かれます。私自身は、米の生産コストが資材価格の高騰により相当程度高くなっていること、生産から消費に至る流通等の過程で人件費等のコストが増えていることなど、生産から消費に至る過程のコスト構造が関係者で共有できる仕組みを早期に整備することが必要だと感じています。

・私は、従来からご飯茶碗一杯の値段を国会審議や講演会等で提示しており、我が国の米の価値を多くの国民の皆様問いかけています。従来、ご飯茶碗一杯当たり25円程度であったものが、現状は50円程度になっています。しかし、1日当たりの消費量は如何でしょうか？

私が聞く範囲では1日2杯、つまり100円程度です。これをペットボトルのミネラルウォーターの価格と比べてどう感じますか？私は、我が国の米の価値をもっと高く評価すべきではないかと感じています。

・一方で、生産から消費に至る過程での関係者は、徹底してコスト削減を図っていく必要があります。特に中食とか外食向けの米の価格については、徹底したコスト削減により価格を抑えなければ、外国産米の流入につながります。こうしたことも真剣に考えていかなければなりません。

・昨年8月以降、各種報道では米の値上がりに懸念を示す論調が多いですが、我が国の食料安全保障を強化する視点も含め、米の価値や値段等に関して国民的な議論がなされ、結果として我が国の米の生産が持続可能となる体制を築いていかなければならないと考えます。

※詳細は、以下のアドレスから参照願います(農林水産省ホームページ)。

<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/syokuryo/250131/250131.html>

■ 水田政策の見直しの方向性について

・1月31日、農林水産省は、水田政策の見直しの方向性を示しました。

・水田政策の見直しの方向性についての概要は、以下のとおりとなっています。

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す検討を本格的に開始。

1)水田を対象として支援する水活を、以下の通り、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。(※現行水活の令和7年8年の対応として、連作障害を回避する取り組みを行った場合、水張りしなくても交付対象とする。)

2)米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援。

3)国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りトウモロコシ等の生産振興を図る。

4)麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討。

5)有機や減農薬・減肥料等について支援(主食用米も対象)。

6)農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引き受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化。

7)産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討。

8)中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化。

9)予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

・私はこれまで水田活用の直接支払交付金を見直し、目標とする食料自給率の裏付けとなる

作物ごとの生産努力目標数量に達するまで支援を行うべきと主張してまいりました。今回の見直しの方向性は、私の主張と方向性は同じですが、やや誤解を招く可能性のある内容も含まれており、現場が混乱しないように丁寧に説明を尽くしていくことが大切だと考えます。いずれにしても令和9年度からの見直しが本丸であり、生産現場の強化対策をしっかりと構築し、我が国の食料自給力の向上を図りつつ、食料安全保障を強化していくことが重要です。

・今後の水田政策に関連した制度の見直しの検討内容等については、引き続き情報提供を行ってまいります。

■ 鳥インフルエンザに関する情報について

・国内における鳥インフルエンザの発生状況は、今シーズンは、令和6年10月17日国内1例目が確認されて依頼、1月31日16:00時点で、14道県50事例発生し、約927万羽が殺処分の対象になっています。

・江藤農水大臣は、1月20日開催の鳥インフルエンザ防疫対策緊急全国会議で、「過去に経験のない異常な状態となっている。現場では皆様方に御努力をいただいていることは重々承知しているが、これ以上の拡がりを許すわけにはいかない。より一層の御努力が問われている。第1番の大切なことは、早期の通報。第2番は、消毒の徹底、ウイルスの侵入防止。第3番は、点検、点検、再点検。更なる徹底を依頼し、養鶏の業界を守っていくことはもとより、日本の食卓を守っていかねばならない。皆様の御協力をよろしくお願いいたします」とのメッセージを発出しました。

※詳細な情報等は以下のアドレスから参照願います。

(農水省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>

(官邸ホームページ)

http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/tori_influ.html
